

○岡山市施設等利用費の償還払いに関する要綱

制定 令和2年3月16日
改正 令和3年3月19日決裁
改正 令和4年4月26日決裁
改正 令和8年8月12日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11に規定する施設等利用費の支給に関し、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要綱において使用する用語は、法、施行令、施行規則及び運営基準において使用する用語の例による。

(対象となる特定子ども・子育て支援施設等)

第3条 本要綱で、施設等利用費の支給に関し対象とする施設又は事業は、市町村長が法第30条の11第1項に基づき、施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認した特定子ども・子育て支援施設等であって、法第7条第10項第1号、第2号及び第3号に定める施設並びに第2号に定める施設が行う第5号の事業を除いたものとする。

(支給方法)

第4条 本要綱に定める施設等利用費の支給方法は、施設等利用給付認定保護者からの請求に基づく償還払いとする。

(施設等利用費の額)

第5条 施設等利用費の額は、1か月につき、施行令第15条の6各項に定める金額とする。

(施設等利用費請求書)

第6条 施行規則第28条の19第1項に規定する請求書は、施設等利用費請求書（様式第1号。以下「請求書」という。）とする。

(特定子ども・子育て支援提供証明書兼利用料領収証明書等)

第7条 運営基準第56条第1項に規定する領収書及び運営基準第56条第2項に規定する特定子ども・子育て支援提供証明書は、特定子ども・子育て支援提供証明書兼利用料領収証明書（様式第2号）及び特定子ども・子育て支援提供証明書兼利用料領収証明書（一括）（様式第3号）（以下これらを「証明書」という。）とし、いずれの様式を使用するかは、証明書を交付する特定子ども・子育て支援提供者の任意とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定子ども・子育て支援提供者は任意の様式による領収書及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付もできるものとする。ただし、領収書にあつては運営基準第56条第1項、特定子ども・子育て支援提供証明書にあつては同条第2項に定められた事項が記載されていなければならない。

（請求の手続き）

第8条 施設等利用費の支給を受けようとする施設等利用給付認定保護者は、市長が定める期間中に、請求書に証明書その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

（支給の決定）

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査のうえ施設等利用費の支給又は不支給の決定を行い、当該請求を行った者（以下「請求者」という。）に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をするため必要があると認められるときは、請求者及び特定子ども・子育て支援提供者に対して文書の提出若しくは提示を求め、又は質問することができるものとする。

3 第1項の規定による支給又は不支給の決定は、原則として四半期ごとに行うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

（支給の時期）

第10条 施設等利用費の支給は、施設等利用給付認定保護者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により、原則として四半期ごとに行う。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月16日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則（令和3年3月19日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和４年４月２６日決裁）

- 1 この要綱は、決裁日から施行する。
- 2 改正後の様式第１号は、令和４年４月利用分以降の施設等利用費の請求について適用し、令和４年３月利用分以前の施設等利用費の請求については、なお従前の例による。

附 則（令和８年８月１２日決裁）

- 1 この要綱は、決裁日から施行する。
- 2 改正後の様式第１号は、令和８年１０月利用分以降の施設等利用費の請求について適用し、令和８年９月利用分以前の施設等利用費の請求については、なお従前の例による。